

北海道運輸局の施策実施状況、及び施策

【資料1】

今後取り組むべき課題	施策（26年度）	施策実施状況（26年度）	施策（27年度）	
1・安全マネジメント	(1)運輸安全マネジメントの更なる浸透	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、計画的な評価を着実に推進する。 ・新たに義務付けられた貸切バス事業者に対して、評価を実施する。	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、計画的な評価を着実に推進する。 ・新たに義務付けられた貸切バス事業者に対して、評価を実施する。	
	(2)NASVAの活用	(自動車交通部監査室) ・監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。(継続)	(自動車交通部監査室) ・監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。(継続)	
	(7)安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与	(自動車交通部監査室) ・監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。(継続)	(自動車交通部監査室) ・監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。(継続)	
2・運行管理制度	(2)指導・監督の実施の記録及び保存の義務付け	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習の際に、制度の内容について周知を図るとともに、監査時において当該事項に係る記録・保存状況について確認し、指導を行う。(継続)	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習の際に、制度の内容について周知を図るとともに、監査時において当該事項に係る記録・保存状況について確認し、指導を行う。(継続)	
	(5)運行管理者の補助者の権限等の明確化	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、監査時において当該事項に係る実施状況について確認し、適正な取扱いを指導する。(継続)	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、監査時において当該事項に係る実施状況について確認し、適正な取扱いを指導する。(継続)	
	(6)点呼時におけるアルコール・チェッカーの使用の実効性向上	(自動車技術安全部) ・アルコール検知器の適正な使用を図るため、従来の「対面」と「遠隔地での携帯型使用」で行われているアルコール検査に加え「他の営業所等に備えられたアルコール検知器を使用する制度改正の周知及び適正な運用について徹底を図る。	・アルコール検知器の使用の平成23年5月1日からの義務化及び平成26年からの他の営業所等に備えられたアルコール検知器を使用する制度について、運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を行った。	(自動車技術安全部) ・H26年は酒気帯び運転が5件発生しており、運行前後点呼時の厳格なアルコール検査の再徹底の周知し飲酒運転の根絶を図る。(継続)
	(9)映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化	(自動車技術安全部) ・事業用車両の安全な運行を推進するため、国土交通が認定したデジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の導入を支援する補助制度の周知を行う。(継続)	・補助金申請の実績 運行管理の高度化 合計12件 過労防止機器 合計33件(貸切2件 貨物31件)	(自動車技術安全部) ・事業用車両の安全な運行を推進するため、国土交通が認定したデジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の導入を支援する補助制度の周知を行う。(継続)
	(10)IT点呼に係る要件の拡大	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を継続して行う。(継続)	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を行った。 H27年3月現在 37社 179営業所でIT点呼実施中	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を継続して行う。(継続)
	(11)危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底	(自動車技術安全部) ・事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底を図る。	運行管理者の各種講習等の機会及び事故防止通達を発生し使用禁止の徹底を図った。	(自動車技術安全部) ・事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底を図る。
3・事故情報の活用充実	(1)業界全体での事故情報の共有	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、メールマガジン「事業用自動車安全通信」に関する情報発信等を継続的に行う。(継続) ・事故防止通達(行楽シーズン、冬期等)を発生し注意喚起を図る。(継続)	・運行管理者の各種講習等の機会において、メールマガジン「事業用自動車安全通信」の利用促進、及び事故防止のための事故情報の発信を行った。 ・事故防止通達(行楽シーズン、冬期、観光客に対する事故防止など)を発生し事故防止の注意喚起を行った。	
	(2)事業用自動車事故調査委員会が実施する事故要因調査への協力	(自動車技術安全部) ・平成26年6月に設置された「事業用自動車事故調査委員会」が実施する社会的に影響の大きい重大事故に関する事故要因調査に協力する	2件の事故について、調査を実施し報告	

今後取り組むべき課題		施策（26年度）	施策実施状況（26年度）	施策（27年度）
4・ 運転者 対策の 充実・ 強化	(2)事故歴等の把握	自動車交通部監査室 ・該当事項に関する監査時における確認の継続と違反事業者に対する適正な行政処分を運用することにより、制度の向上を図る。 ・指導監督における重要事項であり、今後も継続して取り組む。（継続）	・監査の実施時に際して、事故歴等の確認を適確に実施の上、確認を行っていない事業者に対して指導実施	自動車交通部監査室 ・該当事項に関する監査時における確認の継続と指導することにより、制度の向上を図る。 ・指導監督における重要事項であり、今後も継続して取り組む。（継続）
	(3)運転者の過労運転防止	（自動車技術安全部） ・事業者への法令遵守、及び過労運転防止等について継続して監査等を通じて指導を行う。 また、長距離の高速乗合バスに対し過労運転防止のための街頭点検を実施する。（継続） ・運転者の過労防止に寄与する機器購入費の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し機器の普及促進を図る。（継続）	・「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の取組みの1項目である過労運転防止のための交替運転者の配置基準が平成25年8月から適用されたことから、運行管理者講習等において制度の周知徹底を図った。 ・長距離の高速乗合バスに対し「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の浸透状況等について点検を実施した。 ・運転者の過労防止に寄与する機器購入費の一部を助成する制度について機会を捉え周知を行った。 補助金申請の実績33件	（自動車技術安全部） ・事業者への法令遵守、及び過労運転防止等について継続して監査等を通じて指導を行う。 また、長距離の高速乗合バスに対し過労運転防止等のための街頭点検を実施する。（継続） ・運転者の過労防止に寄与する機器購入費の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し機器の普及促進を図る。（継続）
	(4)冬道における事故防止	（自動車技術安全部） ・冬期間における事故発生件数は夏期の1.7倍程度に増加します。減少傾向にはありますが、絶対数の減少が急務のため、特に交差点及びその付近で発生する事故は総件数の半数以上を占めており、スピードダウン及び安全確認の徹底を各種研修会等あらゆる機会を通じて浸透・徹底を図る。（新規）	「冬期における事故防止について（H26.11.7付け、北技保第319号）」、「初冬期における貸切バスの輸送の安全確保の徹底について（H26.12.4付け、北技保第376号）」、「降雪積雪期における輸送の安全確保の徹底について（H26.12.11付け、北技保第384号）」及び「冬期におけるバスの事故防止について（H27.1.21付け北技保第406号）」の通達を発し周知するとともに、運行管理者一般講習等の機会を通じ周知を行った。	（自動車技術安全部） ・冬期間における事故発生件数を減少させるため、スピードダウン及び安全確認の徹底を各種研修会等あらゆる機会を通じて浸透・徹底を図る。（継続）
	(5)運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底	（自動車技術安全部） ・昨年4月に改正された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」について各種研修会等を通じて浸透・徹底を図る。（新規）	各種研修会等を通じ、周知、徹底を図った。	（自動車技術安全部） ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」について各種研修会等を通じて浸透・徹底を図る。（継続）
	5. 荷主等の発注者への対策	（自動車交通部貨物） ・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行う。（継続）	・荷主団体及び荷主に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行った。 協力要請 荷主団体757件、荷主1,519件	（自動車交通部貨物） ・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行う。（継続）
6・ 事後 チェック 機能の 充実・ 強化	(2)効率的な監査の実施	（自動車交通部監査室） ・改正監査方針、処分基準に基づき、効率的・効果的な監査を実施する。 ・インバウンド等が年々増加していることから、貸切バス事業者に対し、空港等において街頭監査を実施する。 ・監査の実施に際し、全てのモードにおいて、重大かつ悪質な疑いのある事業者へ集中的な監査を実施する。（継続）	・監査の実施に際して同通達の例示により重点事項を定め、確実な検査を実施。 ・関越道でのツアーバスの事故を受けて、貸切バス事業者に対する特別重点監査を実施。（平成24年5月以降 貸切バスに対して104者実施（H24年度45者、H25年度22者、H26年度37者） ・監査等の件数（平成26年度） 1202件 （乗合47件 貸切218件 乗用383件 貨物554件） ・行政処分等の実績（平成26年度） 197件 （乗合6件 貸切52件 乗用37件 貨物102件）	（自動車交通部監査室） ・改正監査方針、処分基準に基づき、効率的・効果的な監査を実施する。 ・インバウンド等が年々増加していることから、貸切バス事業者に対し、空港等において街頭監査を実施する。 ・監査の実施に際し、全てのモードにおいて、重大かつ悪質な疑いのある事業者へ集中的な監査を実施する。（継続）
	(4)監査における関係省庁間の連携	（自動車交通部監査室） ・国土交通本省における施策の進捗状況を注視し、施策に対応した監査等実施すべく、関係機関との具体的な取組みに係る検討作業を実施する。（継続）	・北海道労働局との合同監督監査の会議を実施 （平成26年9月及び12月）	（自動車交通部監査室） ・国土交通本省における施策の進捗状況を注視し、施策に対応した監査等実施すべく、関係機関との具体的な取組みに係る検討作業を実施する。（継続）
	(5)行政処分対象の拡大	（自動車交通部監査室） ・改正監査方針、処分基準に基づき、厳格な処分を実施する。 ・重大かつ悪質な法令違反のある事業者について厳正に対処する。	・改正された行政処分基準等については、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。	（自動車交通部監査室） ・改正監査方針、処分基準に基づき、厳格な処分を実施する。 ・重大かつ悪質な法令違反のある事業者について厳正に対処する。

今後取り組むべき課題		施策(26年度)	施策実施状況(26年度)	施策(27年度)
	(6) 行政処分の着実な実施拡充	・改正された行政処分基準等については、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知する。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。(継続)	・あらゆる機会を捉えて周知徹底を実施。 ・優先的に監査を実施し厳格な行政処分を実施 ・対象事案発生時において、優先的かつ迅速な監査を実施するとともに、厳格な行政処分を実施。	・改正された行政処分基準等については、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知する。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。(継続)
	(7) 処分逃れの防止	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、厳格な処分を実施する。 ・行政処分の根幹を揺るがすものであり、厳正に対処する。(継続)	・改正された行政処分基準等については、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知。 ・対象事案であるか否かについて、適時適切な判断を行える体制の整備並びに情報の収集及び共有に係る手法を継続的に実施。	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、厳格な処分を実施する。 ・行政処分の根幹を揺るがすものであり、厳正に対処する。(継続)
	(8) 貨物事業許可基準(5両)未満の車両数の事業者に対して、優先的、集中的に監査を実施	(自動車交通部監査室) ・運行管理者が選任できない事業者への対応のため運行管理者の選任計画書を提出することにより、平成27年4月末日まで運行管理者の選任が猶予されることとなった。これに伴い未選任事業者の管理を的確に行う。(継続)	・義務付け対象事業者に対し規則改正、及び平成26年4月30日までの運行管理者選任義務付けであることの周知を行った。	(自動車交通部監査室) ・運行管理者が選任できない事業者への対応のため運行管理者の選任計画書を提出することにより、平成27年4月末日まで運行管理者の選任が猶予されることとなった。これに伴い未選任事業者の管理を的確に行う。(継続)
	(9) 安全確保に関する業務について実績及び公表の方針をホームページで公表	(自動車交通部監査室) ・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行う。(継続)	・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行った。	(自動車交通部監査室) ・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行う。(継続)
7 ・ 車両の 安全 対策	(2) 衝突被害軽減ブレーキの普及促進 (3) 新たな予防安全技術の普及促進	(自動車技術安全部) ・大型車等の衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した費用の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。 ・居眠り等のドライバーの状態検知技術を利用したドライバーへの警報支援装置(ふらつき警報装置)等の補助制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。(継続)	・26年度：・補助件数：124件 (トラック116件 バス8件) 装置別①衝突被害軽減ブレーキ：121台 ②ふらつき注意喚起装置：20台 ③車線逸脱警報装置：69台 ④車線維持支援制御装置：4台 ⑤車両横滑り時制動力駆動力制御装置：96台 周知状況：国交省HP、各支局にチラシ配布、北ト協説明会実施	(自動車技術安全部) ・大型車等の衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した費用の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。 ・居眠り等のドライバーの状態検知技術を利用したドライバーへの警報支援装置(ふらつき警報装置)等の補助制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。(継続)
8 ・ 整備 の 充 実 ・ 強	(1) 車輪脱落事故等の再発防止	(自動車技術安全部) ・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行う。(継続)	・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行った。	(自動車技術安全部) ・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行う。(継続)
		(自動車技術安全部) ・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図る。(継続)	・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図った。 *26年度：自動車検査員研修、整備主任者研修(法令)及び整備管理者研修において周知実施結果 ①自動車検査員研修(管内) 50回 5567名 ②整備主任者研修(管内) 57回 5608名 ③整備管理者研修(管内) 選任前研修 27回 1224名 選任後研修 30回 2848名	(自動車技術安全部) ・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図る。(継続)

今後取り組むべき課題	施策（26年度）	施策実施状況（26年度）	施策（27年度）
文化 (2)整備管理の徹底	(自動車技術安全部) ・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行う。 ・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討する。(継続) (自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、効率的・効果的な監査を実施する。(継続)	・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行った。 ・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討を行っている。 ・監査の実施に際して同通達の例示により重点事項を定め、確実な監査を実施。 ・監査等の件数（平成26年度） 1202件 （乗合47件 貸切218件 乗用383件 貨物554件）	(自動車技術安全部) ・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行う。 ・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討する。(継続) (自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、効率的・効果的な監査を実施する。(継続)
9.利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備	(自動車交通部旅一) ・安全面や環境面に優れた事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、利用者側の社会的責任に訴えかけることにより安全・安心かつ環境に配慮したサービスの提供を拡大させることにより、これら事業者の積極的活用の呼びかけの実施。(継続)	安全面や環境面に優れた事業者等の認定・認証制度について周知するとともに、優良事業者の積極的活用の呼びかけを行った。	(自動車交通部旅一) ・安全面や環境面に優れた事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、利用者側の社会的責任に訴えかけることにより安全・安心かつ環境に配慮したサービスの提供を拡大させることにより、これら事業者の積極的活用の呼びかけの実施。(継続)
(1)タクシー事業	(自動車交通部旅二) ・グリーン経営認証、優良個人タクシー事業者認定制度、北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進。(継続)	・グリーン経営認証、優良個人タクシー事業者認定制度、北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進を図った。	(自動車交通部旅二) ・グリーン経営認証、優良個人タクシー事業者認定制度、北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進。(継続)
(2)貸切バス事業	(自動車交通部旅一) ・グリーン経営認証・貸切バス事業者安全性認定制度の周知・利用の促進。(継続) ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（平成24年6月29日）のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図る。(継続)	・安全に関するコストを適切に反映した運賃・料金を収受することにより安全で安心な輸送サービスの提供を目的とした、新運賃・料金制度を平成26年4月より導入措置した。 ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（平成24年6月29日）のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図った。	(自動車交通部旅一) ・グリーン経営認証・貸切バス事業者安全性認定制度の周知・利用の促進。(継続) ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（平成24年6月29日）のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図る。(継続)
(3)トラック事業	(自動車交通部貨物) ・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図る。(継続) ・貨物課及び北海道適正化事業実施本部が連携し、荷主団体等に対し、Gマーク事業の周知・利用促進を行う。(継続) ・Gマーク優良事業者へのインセンティブ拡充の取組として、Gマーク事業者の表彰制度を創設し、今年度は支局長表彰を行う。(新規)	・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図った。(平成26年度は、29事業所・56名を指定。) ・平成27年3月17日に貨物課及び北海道適正化事業実施本部が連携し、北海道商工会議所連合会・北海道経済連合会・北海道商工会連合会・北海道建設業協会・北海道建設部・北海道環境生活部・北海道開発局建設部・北海道開発局事業振興部・北海道開発局営繕部を訪問し、Gマーク事業の周知・利用促進及びポスターの掲示依頼を行った。 ・Gマーク優良事業者へのインセンティブ拡充の取組として、Gマーク事業者の表彰制度を創設し、今年度は11事業者・21事業所に対して支局長表彰を行った。	(自動車交通部貨物) ・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図る。(継続) ・貨物課及び北海道適正化事業実施本部が連携し、荷主団体等に対し、Gマーク事業の周知・利用促進を行う。(継続) ・Gマーク優良事業者へのインセンティブ拡充の取組として、Gマーク事業者の局長表彰及び支局長表彰を行う。(継続)